

計画の体系

計画の基本的な考え方

計画の体系図

目指すべき姿

施策目標と方策

取り組みの方針

1 計画の基本的な考え方

「条例」には、本市において文化芸術振興の総合的な推進を図る目的と基本理念が示されています。

この考えは、「本計画」で掲げる目指すべき姿や施策を進めるうえでの基本となるものです。

大和市文化芸術振興条例

第1条（目的）

この条例は、文化芸術振興についての基本理念、市民の役割、市の役割及び施策の基本となる事項を定めることにより、市民の文化芸術に関する活動の充実及び文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かで潤いのある市民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

第2条（基本理念）

文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、市民が文化芸術に親しむことのできる環境をつくるものとする。

2 文化芸術の振興に当たっては、市民の自主性及び創造性並びに文化芸術の多様性を尊重するものとする。

3 文化芸術の振興に当たっては、守り育てられてきた文化芸術を継承するとともに、未来に向け新たな文化芸術を創造するものとする。

4 文化芸術の振興に当たっては、市民と市は協力し、連携するものとする。



2 計画の体系図

条例で示す文化芸術振興の目的

目指すべき姿

文化の薫るまち
健康都市やまと

文化芸術振興の総合的かつ計画的推進

条例で示す文化芸術の振興にあたっての基本理念

施策目標

方策

市民の暮らしと文化芸術との
つながりを深める

地域の文化を大切に守り、
次代につなぐ

すべての子どもが文化芸術に
親しめる環境をつくる

文化芸術の振興を牽引する
担い手を育てる

大和の文化芸術の魅力を
内外にアピールする

多文化共生社会の実現を
目指し、様々な文化に
親しめる環境をつくる

取り組みの方針に基づく重点方策の選定

方策 1-1：誰もが文化芸術に日常的に親しめる環境の整備

- 方策 1-2：市民の自発的かつ主体的な文化芸術活動への支援
- 方策 1-3：芸術性の高い文化芸術を鑑賞する機会の充実
- 方策 1-4：文化芸術の力を社会へ生かす取り組みの推進

方策 2-1：歴史的資源の保存、継承、活用の推進

- 方策 2-2：地域の歴史・文化を知り、学ぶ機会の充実
- 方策 2-3：大和らしい歴史的・文化的景観の発掘、発信

方策 3-1：文化芸術の本物の輝きに触れる機会の充実

- 方策 3-2：子どもの文化芸術活動をサポートする体制の整備
- 方策 3-3：創造活動の成果を発表する機会の充実

方策 4-1：文化芸術活動を支える仕組みの整備

- 方策 4-2：若者の創造活動への支援
- 方策 4-3：伝統文化継承者の育成

方策 5-1：文化芸術に関する情報発信力の強化

- 方策 5-2：多くの人を惹きつける文化芸術イベントの開催
- 方策 5-3：文化芸術の振興に寄与した人の顕彰
- 方策 5-4：文化創造拠点と地域をつなぐ取り組みの推進

方策 6-1：文化芸術を通じた多文化交流の機会の充実

- 方策 6-2：海外都市との文化芸術交流の推進
- 方策 6-3：世界の文化芸術に触れる機会の創出

3 目指すべき姿



文化芸術は、人々の心に潤いや安らぎ、豊かな心を育むもの、人と人とのつながりを深め、まちを活気づけるものとして、大きな期待が寄せられています。

また、地域固有の文化や歴史を守り、市民による多彩な文化芸術活動を育てることは、まちへの誇りと愛着を育み、地域の個性と魅力の創出に大きな役割を果たします。

本市では、文化芸術振興の総合的な推進を図り、心豊かで潤いのある市民生活および活力ある地域社会を実現するため、文化芸術によって人・まち・社会が輝ける「文化の薫るまち 健康都市やまと」を目指します。

心豊かで潤いのある市民生活、活力ある地域社会の実現

イメージ化

文化の薫るまち 健康都市やまと

4 施策目標と方策

前項に掲げる「目指すべき姿」を実現するため、「第2期計画」を継承し、6つの施策目標を設定します。また、施策目標ごとに方策を見直し、文化芸術振興の総合的な取り組みを推進します。

施策目標1 市民の暮らしと文化芸術とのつながりを深める

施策目標2 地域の文化を大切に守り、次代につなぐ

施策目標3 すべての子どもが文化芸術に親しめる環境をつくる

施策目標4 文化芸術の振興を牽引する担い手を育てる

施策目標5 大和の文化芸術の魅力を内外にアピールする

施策目標6 多文化共生社会の実現を目指し、様々な文化に親しめる環境をつくる

5 取り組みの方針

各施策目標をより実効性のあるものとするため、文化芸術を取り巻く環境の変化等を踏まえて「取り組みの方針」を設定し、重点的に取り組むべき方策を選定します。

- ・エンパワーメント** —————

市民の創造力・文化力の向上

重点方策の選定	施策目標 1	方策 1-1
	施策目標 3	方策 3-1
	施策目標 4	方策 4-1

誰もが文化芸術に親しみ、主体的かつ自発的に活動を行うため、発表の機会の提供や活動を支える仕組みづくり、人材の育成等の環境整備に取り組みます。

また、文化芸術による交流は、人と人との相互理解を深め、活気あるコミュニティ形成の契機にもなることから、地域の中でさまざまな文化芸術と出会う機会を増やします。

- ・プロモーション** —————

文化芸術の情報発信機能の充実

重点方策の選定	施策目標 2	方策 2-1
	施策目標 5	方策 5-1

市内で行われている多彩な文化芸術活動に関する情報を確実に市民に届け、興味や関心、参加意欲の喚起を促すための工夫を凝らしつつ、あらゆる媒体を活用した情報発信機能の充実を図ります。

- ・オリジナリティ** —————

文化芸術による大和らしさの創出

重点方策の選定	施策目標 2	方策 2-1 <small>※再掲</small>
	施策目標 6	方策 6-1

大和で守り育てられてきた文化的魅力や地域の伝統行事、地域特性を生かし、個性的で独自性のある文化芸術事業を展開することで、まちの魅力を高め、文化芸術により大和らしさを創出します。

上記の3つの要素を基本的な取り組みの方針として設定するとともに、各要素が関連し合うことによって生まれる相乗効果を最大限発揮することで、各施策目標の実効性を高め、文化芸術振興の総合的な取り組みを一層推進します。

